

日本植物病理学会長 殿

公益財団法人 日本農業研究所
理事長 田家邦明



第29回（令和元年度）「日本農業研究所賞」受賞候補者推薦御依頼

謹啓 愈々御清適のことと大慶に存じあげます。

さて、本研究所は、昭和40年度より「日本農業研究所賞」を設け、わが国農業の発展のため学術研究上の顕著な貢献をなした方に対して、表彰の事業を行って参りました。

本賞の目的とするところは、別添「日本農業研究所賞表彰規程」に明記されておるとおり、わが国農業の発展のため、学術研究上顕著な貢献をなした者を表彰し、その研究業績が今後の農業の発展はもとより、豊かな食生活の形成や農山村の活性化等にも貢献することを期待しようとするものであります。

このような表彰の趣旨に即し、かつ、優れた業績をなるべく広く表彰することにしたいと考えております。したがって、過去において既に国際的な賞、日本学士院賞などの大賞を受けた業績は、原則としてこの賞の対象から除外するよう取り計らい、できるだけ幅広く候補者の御推薦を頂くよう期待するものであります。

(注)

なお、この表彰は隔年ごとに行い、それぞれ3件以内につき行っております（賞金として、1件につき100万円贈与します）。

以上により、第29回（令和元年度表彰）の受賞候補者の募集をいたしたく、御多用中恐縮に存じますが、候補者を御推薦下さるよう御願い申し上げます。

なお、御依頼先が、学会、団体等の機関の長等である場合には、機関としての御推薦である必要はなく、その機関の会員等、当該機関に属する個人の資格において御推薦を頂くことも差し支えありませんので念のため申し添えます。

(注)選考の結果、受賞該当者が3件に達しないこともあります。

敬具

[要領]

1. 御推薦は、1件ずつ、同封の受賞候補者推薦書の各欄に記入の上、御送り頂きます。送付方法は、推薦書の様式が日本農業研究所ホームページ (<http://www.nohken.or.jp/>) から入手できますので、御記入の上、捺印し、郵送して下さい。併せて推薦書の電子ファイル（Word 又は一太郎形式）で kenkyu@nohken.or.jp のアドレスにお送り下さい。
2. 同一業績につき複数の者を御推薦頂く場合は、その理由を明記して下さい。
3. 御推薦者（又は代理者）には、①選考上必要な場合に研究業績に関する資料の提出又は②選考委員会に御出席願ひ受賞候補者の業績紹介を行って頂くことがあります。なお、選考委員会御出席に際し、旅費は当方で実費を負担させていただきます。
4. 推薦書は、令和元年11月30日（土）までに到着するよう御送り下さい。
5. 推薦書の送り先 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番29号
公益財団法人 日本農業研究所

『日本農業研究所賞』案内

東京都千代田区紀尾井町3番29号

公益財団法人 日本農業研究所

電話：03-3262-6351

FAX：03-3262-6355

<http://www.nohken.or.jp/>

1. 公益財団法人日本農業研究所定款（抄）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、公益財団法人日本農業研究所（以下「研究所」という。）と称する。

（事務所）

第2条 研究所は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 研究所は、農業及び農村に関し、必要な調査研究を行うとともに、その成果を普及することにより、学術及び国民経済の発展に貢献することを目的とする。

（事業）

第4条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）農業及び農村に関する調査研究
- （2）農業及び農村に関する調査研究の成果の普及
- （3）農業及び農村に関する調査研究の助成
- （4）農業及び農村に関する学術研究上の顕著な貢献をした者の表彰
- （5）不動産の貸付け
- （6）その他研究所の目的を達成するために必要な事業

2 前項に掲げる事業は、日本全国において行うものとする。

（以下省略）

2. 理事および監事

理事長	田	家	邦	明					
常務理事	川	勝		哲					
理事	市	田	知	子	小	澤	健	二	岸
	鈴	木	昭	憲	竹	内	克	伸	南
	西	尾		健	松	本		聰	八
									木
									宏
									典
監事	高	濱	正	博	吉	國		隆	

3. 日本農業研究所賞表彰規程

制定	昭和 40 年 6 月 25 日
改正	昭和 41 年 6 月 28 日
	昭和 46 年 1 月 20 日
	昭和 59 年 8 月 31 日
	平成 13 年 6 月 1 日
	平成 25 年 4 月 1 日
	平成 27 年 4 月 1 日

- 第 1 条 公益財団法人日本農業研究所定款第 45 条の規定に基づき、本規程を定める。
- 第 2 条 日本農業研究所（以下「本所」という。）は、農業に関する学術研究上顕著な業績をあげ、斯学の発展に多大の貢献をなした者を表彰するため、その者に対し、日本農業研究所賞（以下「本賞」という。）を授与する。
- 第 3 条 本賞は、賞状及び賞金とし、賞金の額は、1 件につき 100 万円とする。
- 2 共同研究の場合の賞金の額は、第 1 項の賞金の額と同額とする。
- 第 4 条 本賞の授与は、隔年、3 件以内につきこれを行う。
- 第 5 条 本所は、本賞受賞候補者（以下「候補者」という。）を広く求める趣旨により、農学に関する学会・大学・研究機関・団体および個人に対し候補者の推薦を依頼するものとする。
- 第 6 条 本所に、候補者を選考し決定するため、公益財団法人日本農業研究所賞受賞候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）をおく。
- 2 選考委員会は、10 人以上 15 人以内の委員をもって組織する。
- 3 委員の委嘱は、選考の都度広く学識経験のある者のうちから、理事会の議を経て理事長が行う。その場合、理事長および理事以外の学識経験者が半数以上を占めるものとする。
- 4 選考委員会には、委員長および委員長代理をそれぞれ 1 人おき、委員長は委員が互選し、委員長代理は委員長が指名するものとする。
- 第 7 条 理事長は、当該年度の 6 月以降選考委員会を招集するものとする。
- 第 8 条 選考委員会は、必要に応じ、理事長と協議のうえ、専門委員を委嘱して特別の事項を審議させることができる。
- 第 9 条 委員および専門委員は、審査の経過を外部にもらしてはならない。
- 第 10 条 選考委員会の決定は、委員の 3 分の 2 以上の出席により、出席した委員の過半数をもって行うものとし、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 第 11 条 理事会は、選考委員会の報告に基づき、本賞の受賞者を決定する。
- 第 12 条 理事長は、当該年度の 3 月末日までに選考の結果を公表する。
- 第 13 条 本賞の受賞者の表彰式は、原則として、5 月 10 日に行う。
- 第 14 条 この規程の施行についての細則は、別に定める。